

議案第39号

鹿屋市行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
鹿屋市行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和8年6月12日提出

鹿屋市長 郷原拓男

鹿屋市行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例  
(鹿屋市部等設置条例の一部改正)

第1条 鹿屋市部等設置条例(平成18年鹿屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市部設置条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(部の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 総合政策部
- (3) 市民生活部
- (4) 福祉政策部
- (5) 健康こども部
- (6) 農林水産部
- (7) 産業交流部
- (8) 建設部

(部の分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
  - ア 議会及び市の行政一般に関すること。
  - イ 文書に関すること。

- ウ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- エ 予算、税その他財務に関すること。
- オ 財産に関すること。
- カ 他の部の主管に属さない事項に関すること。

(2) 総合政策部

- ア 市政の方針及び重要施策並びにこれらの総合調整に関すること。
- イ 総合的な計画に関すること。
- ウ 広域連携施策に関すること。
- エ 統計に関すること。
- オ 儀式、秘書、広聴及び広報に関すること。
- カ 情報システム管理及び情報化に関すること。
- キ 地域振興に関すること。
- ク 地域コミュニティの推進及び国際交流に関すること。
- ケ 町内会に関すること。

(3) 市民生活部

- ア 廃棄物の処理、清掃その他生活環境に関すること。
- イ 環境保全、公害の防止及び公衆衛生に関すること。
- ウ 集落水道及び専用水道に関すること。
- エ 戸籍、住民基本台帳、印鑑及び国民年金に関すること。
- オ 市民相談に関すること。
- カ 男女共同参画に関すること。
- キ 消防、防災及び危機管理に関すること。
- ク 防犯及び交通安全対策に関すること。

(4) 福祉政策部

- ア 社会福祉に関すること（健康子ども部が所管する事項を除く。）。
- イ 健康保険及び介護保険に関すること。
- ウ 福祉事務所に関すること。

(5) 健康子ども部

- ア 社会福祉に関すること（福祉政策部が所管する事項を除く。）。
- イ 子ども施策に関すること。

ウ 健康の増進及び衛生に関すること。

(6) 農林水産部

ア 産業振興に関すること（産業交流部が所管する事項を除く。）。

イ 農業、林業、畜産及び水産に関すること。

ウ 土地改良及び地籍調査に関すること。

(7) 産業交流部

ア 産業振興に関すること（農林水産部が所管する事項を除く。）。

イ 商業、鉱工業及び労政に関すること。

ウ 企業の立地及び誘致に関すること。

エ 観光の振興に関すること。

オ 市民スポーツに関すること。

(8) 建設部

ア 都市計画及び区画整理に関すること。

イ 住居表示に関すること。

ウ 公園及び都市の緑化に関すること。

エ 市営住宅及び市有建築物に関すること。

オ 道路、橋梁、河川、港湾その他土木に関すること。

(鹿屋市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 鹿屋市特別職報酬等審議会条例（平成18年鹿屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部総務課」を「総務部人事課」に改める。

(鹿屋市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第3条 鹿屋市予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年鹿屋市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部健康増進課」を「健康こども部健康増進課」に改める。

(鹿屋市土地改良事業換地委員会設置条例の一部改正)

第4条 鹿屋市土地改良事業換地委員会設置条例（平成18年鹿屋市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第7条中「農林商工部農地整備課」を「農林水産部農地整備課」に改める。

(鹿屋市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正)

第5条 鹿屋市スポーツ推進審議会設置条例（平成18年鹿屋市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活部市民スポーツ課」を「産業交流部スポーツ振興課」に改める。

（鹿屋市議会委員会条例の一部改正）

第6条 鹿屋市議会委員会条例（平成18年鹿屋市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表総務市民環境委員会の項所管事項の欄中「市長公室、総務部」を「総務部、総合政策部」に、同表産業建設委員会の項所管事項の欄中「、農林商工部」を「、農林水産部、産業交流部」に、同表文教福祉委員会の項所管事項の欄中「、保健福祉部」を「、福祉政策部、健康こども部」に改める。

（鹿屋市総合計画審議会条例の一部改正）

第7条 鹿屋市総合計画審議会条例（平成18年鹿屋市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市長公室政策推進課」を「総合政策部総合政策課」に改める。

（鹿屋市指定管理者候補者選定委員会条例の一部改正）

第8条 鹿屋市指定管理者候補者選定委員会条例（平成23年鹿屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「鹿屋市部等設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）第1条の規定により設置された部等」を「鹿屋市部設置条例（平成18年鹿屋市条例第12号）第1条の規定により設置された部」に改める。

第5条第1項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会条例の一部改正）

第9条 鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会条例（平成23年鹿屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉部高齢福祉課」を「福祉政策部高齢福祉課」に改める。

（鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正）

第10条 鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例（平成23年鹿屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部高齢福祉課」を「福祉政策部高齢福祉課」に改める。

(鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第11条 鹿屋市子ども・子育て会議条例（平成25年鹿屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉部子育て支援課」を「健康こども部こども政策課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

令和8年7月からの組織機構の再編に伴い、関係する条例の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。